

令和 3 年 10 月 8 日
総合教育政策局長決定
令和 5 年 3 月 6 日改定

「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援に関する有識者会議」
設置要綱

1 趣旨

男女 共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。我が国では、少子高齢化、**Society5.0** の実現を見据える中、女性活躍の推進は社会・経済の持続可能な発展のために重要である。

令和 2 年 12 月に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされ、「2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す」ことや、「そのための通過点として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」ことが新しい目標として掲げられたところである。

また、女性管理職の割合が依然として低い状況にある学校教育分野においても、女性のさらなる参画を推進するため、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合や大学の教員に占める女性の割合等について、2025 年までの成果目標が示されている。

これらを踏まえ、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的地位に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、学校教育分野における女性の意思決定過程への参加を促進するための方策について検討するため、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援に関する有識者会議」を設置する。

2 実施事項

- (1) 多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデル構築に関すること
- (2) 「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」実施に関すること
- (3) 委託先の選定・審査に関すること
- (4) その他、対象事業の円滑な実施のため、検討が必要な事項

3 実施方法

本会議は別紙の有識者等で構成し、2 に掲げる事項について検討・審査等を行うものとする。なお、必要に応じて外部有識者や企業・団体等からヒアリングを行うものとする。

4 実施期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

5 その他

- (1) 本会議の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項は別に定める。

女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援に関する有識者会議委員

乾 喜一郎 リクルート進学総研主任研究員（社会人領域）

大槻 奈巳 聖心女子大学現代教養学部人間関係学科教授

小山内 世喜子 一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事

島 直子 独立行政法人国立女性教育会館研究国際室研究員

矢島 洋子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社執行役員
政策研究事業本部東京本部副本部長、主席研究員